遠野市議会基本条例

平成24年6月25日
遠野市条例第26号

目次

私たちの住む遠野市は、遠野三山をはじめとするなだらかな美しい山なみに囲まれ、その沢々には心を癒やす清流が数多く、そして、悠久のときを越えて育まれた民話、郷土芸能、南部曲り家など多くの伝統文化も継承してきた。
新しい地方主体の時代を迎え、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、遠野市政も大きく変革を求められている。
二元代表制の下で遠野市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割は確実に増してきており、議会は、市長との間に緊張感を持ちながら、監視機関としての役割を果たすとともに、論点及び争点を明確にし、市民にとって最良の選択と意思決定をしなければならない。
そのためにも、議会は、積極的な情報公開をしながら、多くの市民の声をくみ取り、議員間の自由な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。
私たちの住む遠野市が、未来に向け発展していくために、市民に開かれた議会を目指し、ここに遠野市議会基本条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議員及び議会の使命及び役割を明らかにするとともに、市民（市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。）と議会との関係、市長等（市長及びその他の執行機関をいう。）と議会との関係その他議会の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、遠野市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与す

ることを目的とする。

（最高規範性）

第２条　この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

第２章　議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第３条　議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、議会への市民参加の機会の拡充に努めること。

(3) 市政の監視及び評価、政策提言、政策立案等の取組の強化に努めること。

（議員の活動原則）

第４条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることから、議員相互間の自由な討議を尊重すること。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見、要望を的確に把握するとともに、常に自己の能力を高めるよう研さんし、市民の代表としてふさわしい活動をすること。

(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

（会派）

第５条　議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団（以下「会派」という。）を結成することができる。

2　会派に関することは、別に定める。

第３章　市民と議会の関係

（市民等との連携）

第６条　議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2　議会は、すべての会議を原則公開するものとする。

3　議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して市民、利害関係者、学識経験者等の意見等を聴き、政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4　議会は、請願及び陳情を審査するときは、紹介議員のほか請願者又は陳情者から請願又

は陳情の趣旨の説明を受ける機会を設けることができるものとする。
（市民との懇談会）
第 7 条　議会は、市政の諸課題に対処するため、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する市民との懇談会を年 1 回以上行うものとする。

第 4 章　議会と市長等の関係

（市長等との関係）
第 8 条　議会は、市長等との立場や権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努め、事務執行の監視及び評価を行うものとする。

（一問一答及び反問）
第 9 条　本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。
2　議会審議において、本会議及び委員会に出席した市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため、反問することができるものとする。

（政策等の説明及び審議）
第 10 条　議会は、市長等が提案する計画や政策等については、議会審議を通じて政策水準を高めるため、市長等に対して必要な事項の説明を求めることができるものとする。
2　議会が計画や政策等を審議する際には、立案及び執行に当たっての論点や争点を明確化するとともに、執行後の政策評価に役立つような審議に努めなければならない。

（政策立案、政策提案及び政策提言）
第 11 条　議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

第 5 章　議会の機能

（議決事項の拡大）
第 12 条　市政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想（以下この条において「基本構想」という。）及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止をすることについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

（議員相互間の討議）

第 13 条　議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた自由な討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

2　議員は、議員相互間の議論により、議員自らの積極的な政策提言及び条例案の提案に努めなければならない。

（委員会の活動）

第 14 条　委員会は、その専門性を生かし市政課題について継続的に調査を行い、積極的な政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

2　委員会は、付託事件の審査及び調査を行うに当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

（議員研修の充実強化）

第 15 条　議員は、自らの政策形成能力及び立案能力の向上のため、積極的な議員研修の充実強化及び調査研究に努めなければならない。

（政務調査費）

第 16 条　議員は、遠野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 17 年遠野市条例第 165 号）に基づき交付された政務調査費について、調査研究のため適切に執行するとともに透明性を確保しなければならない。

（議会広報の充実）

第 17 条　議会は、議員の視点から、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に関する情報の広報に努めるものとする。

第 6 章　議員の政治倫理並びに定数及び報酬

（議員の政治倫理）

第 18 条　議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めなければならない。

（議員定数及び議員報酬）

第 19 条　議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2　議会は、議員定数又は議員報酬を改正する際は、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たすべき役割を考慮しなければならない。

3　議員定数又は議員報酬の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する

場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

第7章　議会事務局等の充実

（議会事務局の体制整備）

第20条　議会は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

（議会図書室）

第21条　議会は、法第100条第18項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書室及び資料の充実に努めるものとする。

第8章　議会改革の継続的な取組

（議会改革の継続的な取組）

第22条　議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革の推進について継続的に取り組むものとする。

2　議会運営委員会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

3　議会は、前項の検証、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4　議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。